

軽自動車税のお知らせ

軽自動車税は、その年の4月1日時点の所有者に課される税金です。4月2日以後に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の税額を全額納めていただくことになります。廃棄や譲渡などで、すでに車両をお持ちでない場合は、早めに廃車手続きをしてください。

税務課市民税係 ☎ 25 1134

軽自動車税率表

原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の税率表

車種区分		税率
車種	総排気量	
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超～ 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超～ 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車（軽二輪）	125cc 超～ 250cc 以下	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円



軽三輪、軽四輪の税率表

車種区分			平成 27 年 3 月 31 日 以前に新規登録 された車両 (従来の税率を適用)	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 4 月 1 日 までに新規登録した車両 (平成 27 年度から適用)	平成 28 年 4 月 2 日以降に新規登録する車両 (平成 29 年度のみ適用)				新規登録から 13 年を 経過した車両
					グリーン化 特例なし	グリーン化 特例①	グリーン化 特例②	グリーン化 特例③	
三輪のもの			3,100 円	3,900 円		1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円
四輪 以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円		1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円		2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円		1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円		1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円

※グリーン化特例適用条件：平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までに新規検査を受けた三輪および四輪自動車（新車に限る）

グリーン化特例①…電気自動車・天然ガス軽自動車

グリーン化特例②…乗用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 32 年度燃費基準 +20%達成車

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 27 年度燃費基準 +35%達成車

グリーン化特例③…乗用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 32 年度燃費基準達成車

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 27 年度燃費基準 +15%達成車

グリーン化特例の適用期間が延長

グリーン化特例の対象となる軽自動車の取得期間が適用区分が見直された上で、2 年間延長されます。

延長後の適用条件：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までに新規検査を受けた三輪および四輪自動車（新車に限る）

グリーン化特例①…電気自動車・

天然ガス軽自動車

グリーン化特例②…平成 32 年度燃費基準 +30%達成車

グリーン化特例③…平成 32 年度燃費基準 +10%達成車

※②および③については、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★★)または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。



軽自動車税の減免申請

身体障がい者のかたなどの軽自動車税の減免申請を次のとおり受け付けます。

受付場所 税務課窓口または各連絡所

受付期限 5 月 31 日(水)

必要書類 運転免許証、障害者手帳、平成 29 年度軽自動車税納税通知書、印鑑、個人番号の確認できる資料など（郵送の場合は確認資料の写しを同封してください）

代理人による申請の場合には、①委任状、②代理人の運転免許証など、③申請者のマイナンバーカードまたは通知カードの写しが必要です。

なお、4 月に軽自動車税減免現況報告書を提出されたかたで、納税通知書に減免の案内が同封されていないかたは、申請の必要はありません。

※減免を受けられるのは、身体障がい者などのかた一人につき、普通自動車か軽自動車のいずれか1台です。くわしくは税務課市民税係へ問い合わせてください。